

支援対象児童等見守り事業委託  
公募型プロポーザル実施要領（兼募集要項及び説明書）

1 業務名

支援対象児童等見守り事業委託

2 目的

本事業は、児童虐待防止に向けて支援対象児童等が孤立しないよう支援するため、子ども食堂や児童の宅食等の支援を行う民間団体等を含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い児童等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

「支援対象児童等見守り事業要求水準書」のとおり。

5 プロポーザル方式を採用する理由

本事業はこどもの命と健やかな成長を支えるという福祉的側面が強い事業のため、価格のみでなく訪問見守りの実施体制・実効性、リスク管理、継続性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

6 提案上限額

2, 822, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、契約時の予定額を示すものではない。また、本事業に係る提案は、この金額を超えてはならない。

7 スケジュール

項目	期日等
手続開始の公告	令和8年6月15日（月）
支援対象児童等見守り事業委託公募型プロポーザル実施要領（兼募集要項及び説明	令和8年6月15日（月）から 令和8年7月2日（木）まで

書) 等の交付	
質問 (質問書 (別紙5)) の受付	令和8年6月19日 (金) から 令和8年6月25日 (木) まで
応募者説明会申請書 (別紙6) 提出期限	令和8年6月17日 (水)
応募者説明会	令和8年6月22日 (月)
質問の回答期限 (E-mail)	令和8年6月29日 (月)
公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格 確認申請書 (別紙1) の提出期限	令和8年7月3日 (金)
公募型プロポーザル参加資格確認結果通知 書 (別紙7) 及びプロポーザル提案要請書 (別 紙8) の発送	令和8年7月10日 (金) まで
質問 (質問書 (別紙5)) の受付	令和8年7月15日 (水) から 令和8年7月17日 (金) まで
質問の回答期限 (E-mail)	令和8年7月24日 (金)
提案書 (別紙9～12) の提出期限	令和8年7月30日 (木)
審査 (プレゼンテーション審査)	令和8年8月17日 (月)
審査結果の通知 (別紙14の送付)	令和8年8月下旬
仕様書等の最終調整	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年8月下旬

## 8 実施要領 (兼募集要項及び説明書) 等の交付方法

袖ヶ浦市ホームページ (<http://www.city.sodegaura.lg.jp>) からダウンロードするものとする。  
交付期間: 令和8年6月15日 (月) から令和8年7月2日 (木) まで

## 9 担当部署

本プロポーザルにかかる全ての問合せ先、書類等提出先は下記のとおりとする。

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1

袖ヶ浦市役所 健康こども部 こども家庭センター

電話番号 0438-62-3220

E-mail [sode76@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode76@city.sodegaura.chiba.jp)

## 10 参加資格

参加申込者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 袖ヶ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、袖ヶ浦市建

設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、法人登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）、営業所一覧表（任意様式）、委任状（委託等において代理人を置く場合）、財務諸表（直前決算のもの。法人については貸貸対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書）を提出すること。

- (3) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

#### 1.1 応募方法、募集期間及び受付場所

本プロポーザルに参加を希望する場合は、募集期間内に受付場所へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後4時30分までを受付時間とし、郵便の場合は、募集期限までに到着したものに限り。

##### (1) 募集期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月3日（金）まで

##### (2) 受付場所

「9 担当部署」のとおり。

##### (3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（別紙1、以下「参加表明書兼参加資格確認申請書」という。）

イ 誓約書（別紙2）

ウ 運営主体概要書（別紙3）※運営主体概要が分かるパンフレット等を添付すること。

エ 袖ヶ浦市税（同市税の課税対象でない場合は、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）の納税証明書（直近1年間分）、及び法人税・消費税・地方消費税等の納税証明書（その1（直近1年間分）・その3の3）

オ 業務実績一覧（別紙4）

カ 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「参加資格確認結果通知書」という。）

等の返信用封筒（定型サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の上、速達料金410円分の切手を貼付したもの）1枚

※提出書類については、必要に応じて枠を広げることを可能とする。

## 1.2 質問の受付及び回答（実施要領（兼募集要項及び説明書）等）

実施要領（兼募集要項及び説明書）等に関して質問がある場合は、「質問書（別紙5）」に質問内容を簡潔に記載し、提出期間内に提出場所へ直接持参又はE-mailで提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後4時30分までを受付時間とし、E-mailの場合は、提出期限までに到着したものに限り。

また、提出に際しては、事前に「9 担当部署」へ提出日時を連絡し、承認を得ること。

### (1) 提出期間

令和8年6月19日（金）から令和8年6月25日（木）まで

### (2) 提出場所

「9 担当部署」のとおり。

### (3) 質問の回答

令和8年6月29日（月）までにE-mailで回答する。

## 1.3 応募者説明会

応募方法、応募書類の記載方法等について説明会を開催します。応募を予定される団体は、必ずご参加ください。当日は、資料の配布はいたしませんので、市ホームページから資料をダウンロードし、各自でご持参ください。

### (1) 開催日時

令和8年6月22日（月） 午後2時から午後3時30分まで

### (2) 開催場所

袖ヶ浦市役所 北庁舎1階会議室【1-2】

### (3) 参加人数

各団体3名以内とします。

### (4) 申請方法

参加を希望される団体は、令和8年6月17日（水）までに、「袖ヶ浦市支援対象児童等見守り事業委託 応募者説明会申請書」（別紙6）に必要事項を記入の上、E-mailにて袖ヶ浦市子ども家庭センターまでお申し込みください。

E-mail [sode76@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode76@city.sodegaura.chiba.jp)

#### 1.4 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

本プロポーザルの参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和8年7月10日(金)までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、参加資格確認結果通知書(別紙7)により発送するとともに、参加資格確認者にはプロポーザル提案要請書(別紙8)により提案書の提出を要請する。

#### 1.5 質問の受付及び回答(提案書等)

提案書の作成等に関して質問がある場合は、「質問書(別紙5)」に質問内容を簡潔に記載し、提出期間内に提出場所へ直接持参又はE-mailで提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後4時30分までを受付時間とし、E-mailの場合は、提出期限までに到着したものに限り。

##### (1) 提出期間

令和8年7月15日(水)から令和8年7月17日(金)まで

##### (2) 提出場所

「9 担当部署」のとおり。

##### (3) 質問の回答

全ての参加資格確認者に対し、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、令和8年7月24日(金)までにE-mailにより行う。

#### 1.6 提案書の提出期限、提出場所及び作成方法等

提出期限までに提出場所へ提出書類を直接持参又は郵便(簡易書留)で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後4時30分までを受付時間とし、郵便の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

また、提出に際しては、事前に「9 担当部署」へ提出日時を連絡し、承認を得ること。

##### (1) 提出期限

令和8年7月30日(木)

##### (2) 提出場所

「9 担当部署」のとおり。

##### (3) 提出書類

- ア 提案書(別紙9)
- イ 提案概要説明書(別紙10-1~7)
- ウ 経費見積書(別紙11)
- エ 作業工程表(別紙12)

##### (4) 提出書類の作成方法

- ① 形式は、A4判・両面印刷を基本とする。
- ② A3判を使用する場合は、片面印刷とし、A4判に折り込むこと。

- ③ 書式が指定されているものは、指定の書式を使用すること。
- ④ 言語は日本語を使用することとし、記載内容は平易な用語をできる限り用い、専門的な用語や略語などを使用する場合は、注釈を記載すること。

#### (5) 提案書の作成

- ① 表紙は別紙9を使用し、提案概要説明書を添付の上、作成すること。
- ② 正本には押印したものを使用し、副本には正本の写しを使用すること。
- ③ 各ページの下部にページ数を記載すること（表紙は除く）。

#### (6) 提案書の記載内容

以下に記載する内容について、必ず項目順に記載すること。

##### ① 提案概要説明書

資料等は提案概要説明書の最後に添付すること。

##### ② 経費見積書（別紙11）

ア 令和8年度における本委託業務に関する全ての費用を算定・計上すること。

イ 課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載すること。

ウ 積算内訳については、全ての経費について項目別に詳細に記載すること。

エ 令和9年度の見積りを参考で添付すること。

##### ③ 作業工程表（別紙12）

支援対象児童等見守り事業の実施にかかるスケジュールを提示すること。

#### (7) 提出部数

正本1部、副本10部、電子媒体1部

#### (8) 参加辞退

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（別紙13）により、その理由等を記入して、速やかにE-mail等にて提出すること。

### 1.7 選定委員会

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱（平成23年告示第38号）に基づき、支援対象児童等見守り事業提案採用者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定する。

選定委員会の委員構成は、次のとおり。

委員長 こども家庭センター長

委員 管財契約課長 財政課長 子育て支援課長 地域福祉課長 生活支援課長  
障がい福祉課長 学校教育課長

### 1.8 提案採用者を選定するための審査基準

別紙「支援対象児童等見守り事業委託公募型プロポーザル審査要項」のとおり。

## 19 プレゼンテーションの実施

提案書等を提出した参加資格確認者に対し、プレゼンテーションによる審査を実施する。

詳細は、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、別途連絡する。

ただし、6団体以上から提案書等が提出された場合は、提案書類による事前審査を実施し、上位5団体において、プレゼンテーションによる審査を実施する。

### (1) 期日

令和8年8月17日(月)

### (2) 場所

袖ヶ浦市役所内

### (3) その他

プレゼンテーションに際して機材等を使用する場合は、事前に市へ連絡し、参加者が用意すること。

## 20 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年8月下旬に参加表明書兼参加資格確認申請書(別紙1)に記載された連絡者宛てに、審査結果通知書(別紙14)により通知するとともに、袖ヶ浦市ホームページにて公表する。

なお、審査の経緯及びその内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 21 提案採用者の選定及び契約

(1) 選定委員会の各委員の審査点数の合計が、満点の10分の6以上で、かつ最も高い者を提案採用者として選定する。

(2) 最高得点者が2者以上ある場合は、1位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として選定する。1位と評価した委員が同数の場合は、2位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者とする(以下同様)。

(3) 提案採用者の選定後、契約を締結できない事由が発生した場合、または契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

(4) 提案者が1者である場合は、選定委員会の各委員の審査点数の合計が、満点の10分の6以上である場合に提案採用者として選定する。

(5) 提案採用者の選定後、支援対象児童等見守り事業要求水準書の内容等について協議のうえ、契約を締結する。提案採用者の選定をもって、提案書等に記載された全内容を承認するものではないので注意すること。

## 2.2 その他の注意事項

- (1) 本プロポーザルへの提案等にかかる経費は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、提案採用者の選定以外に無断で使用しない。なお、本プロポーザルの審査やその報告のために必要がある場合は、市がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (4) 提出期限後の参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。なお、市は、本提出書類について後日参考資料を求めることができる。
- (5) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした者は、袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがある。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。
  - ① 参加資格を満たさないこととなったとき。
  - ② 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
  - ③ 提案書の提出を要請した者以外の者が提案を行ったとき。
- (7) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、第三者に漏らしたり、本プロポーザル以外の提案等に無断で使用してはならない。
- (8) 提出された本プロポーザルに係る資料については、公開しない。ただし、袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）による開示又は公開請求のあるときはその対象とするものとし、公開の範囲は市と該当する提案書類の提出者との協議のうえ、決定するものとする。
- (9) その他必要な事項については、協議のうえ、決定する。